



ひとり親家庭等医療制度について

対象者

18歳到達年度末までの子どものいるひとり親家庭等の方が対象になります。
(18歳到達年度末までの子どもとその子を扶養している方)

所得制限

上記対象者及び対象者と生計が同じ方の所得税が課税されていないこと

※生計が同じとはつぎの状況を含みます

- ・住民票が同じ（同一世帯）であること。
- ・住民票が分かれていても、事実上の生計同一であること。

利用方法

【広島県内の医療機関で診療を受ける場合】

マイナ保険証等と一緒に受給者証を窓口に提示いただくと、保険診療の自己負担が無料となります。

＊保険診療以外は自己負担となります。

【広島県外の医療機関で診療を受ける場合】

受給者証が使用できませんので、後日町から医療費の差額を支給します。

医療費の領収証・印かん・振込先の通帳をお持ちのうえ役場福祉課または各支所町民課まで申請してください。

毎年7月に更新の手続きが必要です。

対象者には申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ役場福祉課または各支所町民課まで提出ください。

お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 医療係

〒720-1522 神石高原町小島1701番地

電話：0847-89-3320